

経済産業省

20170201貿局第1号
輸出注意事項29第2号
経済産業省貿易経済協力局

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年2月10日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の
締約国等について」の一部改正について

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第4号）

改 正 後	現 行
1 締約国 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、<u>トンガ</u>、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウル	1 締約国 アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウ

グアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ 2 締約国でない国又は地域であつて、条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国又は地域 アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、<u>南スーダン</u>、台湾、タークス・カイコス諸島	ズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ 2 締約国でない国又は地域であつて、条約に係る管理当局に準ずる当局を持つ国又は地域 アンドラ、クック、北朝鮮、フェロー諸島、ハイチ、キリバス、マーシャル、ミクロネシア、台湾、<u>トンガ</u>、タークス・カイコス諸島
--	---